

岩手県医療局管理規程第4号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第7条 本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監、副看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監、副看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) 組織規程第5条第6項及び第7項の表の左欄に掲げる職にある職員（医師及び歯科医師の職にある職員を除く。）及び同条第8項の表の左欄に掲げる職にある職員の任免、昇給及び昇格に関すること。</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 医師支援推進室の分掌事務につき、室長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>室長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 医師支援推進監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関</p>	<p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第7条 本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。<u>ただし、医師支援推進監にあつては、第4号及び第5号に掲げる事項のうち特命参事、企画指導監及び技術企画指導監に係るものを除く。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>特命参事、企画指導監、技術企画指導監</u>、担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監、副看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) <u>特命参事、企画指導監、技術企画指導監</u>、担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監、副看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) 組織規程第5条第8項及び第9項の表の左欄に掲げる職にある職員（医師及び歯科医師の職にある職員を除く。）及び同条第11項の表の左欄に掲げる職にある職員の任免、昇給及び昇格に関すること。</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 医師支援推進室の分掌事務につき、室長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>室長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>医師支援推進監、特命参事及び企画指導監</u>の超過勤務</p>

すること。

(4) 医師支援推進監の休暇その他の服務に関すること。

[略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号に掲げるものを除く。

(1) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長、臨床心理科長、看護部長及び総看護師長に限る。)の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(2)～(11) [略]

2・3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第8号、第10号、第12号及び第19号に掲げるものを除く。

(1)・(2) [略]

(3) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長及び臨床心理科長並びに第12条第1号に規定する職員を除く。)の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長及び臨床心理科長を除く。)の休暇その他の服務(第12条第2号に定めるものを除く。)に関すること。

(5)～(21) [略]

2～4 [略]

(薬剤部長等の専決事項)

第12条 薬剤部長及び薬剤科長(高田病院、東和病院、大東病院、大槌病院及び山田病院(以下「高田病院等」という。))の薬剤科長を除く。)、看護部長及び総看護師長、診療放射線技師長及び臨床検査技師長(高田病院等の診療放射線技師長及び臨床検査技師長を除く。)、リハビリテーション技師

命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 医師支援推進監、特命参事及び企画指導監の休暇その他の服務に関すること。

[略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号に掲げるものを除く。

(1) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長、臨床心理科長、看護部長、総看護師長、企画指導監及び技術企画指導監に限る。)の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(2)～(11) [略]

2・3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第8号、第10号、第12号及び第19号に掲げるものを除く。

(1)・(2) [略]

(3) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長、臨床心理科長、企画指導監及び技術企画指導監並びに第12条第1号に規定する職員を除く。)の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長、臨床心理科長、企画指導監及び技術企画指導監を除く。)の休暇その他の服務(第12条第2号に定めるものを除く。)に関すること。

(5)～(21) [略]

2～4 [略]

(薬剤部長等の専決事項)

第12条 薬剤部長及び薬剤科長(高田病院、東和病院、大東病院、大槌病院及び山田病院(以下「高田病院等」という。))の薬剤科長を除く。)、看護部長及び総看護師長、診療放射線技師長及び臨床検査技師長(高田病院等の診療放射線技師長及び臨床検査技師長を除く。)、リハビリテーション技師

長（特定病院、中央病院及び久慈病院（以下「特定病院等」という。）並びに南光病院及び千厩病院のリハビリテーション技師長に限る。）、臨床工学技師長（特定病院等の臨床工学技師長に限る。）並びに栄養管理科長（特定病院等及び南光病院の栄養管理科長に限る。）（以下「薬剤部長等」という。）が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 職員の年次休暇及び夏季休暇（医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）第34条第22号の特別休暇をいう。）に関すること。

長（特定病院、中央病院及び久慈病院（以下「特定病院等」という。）並びに南光病院及び千厩病院のリハビリテーション技師長に限る。）、臨床工学技師長（特定病院等の臨床工学技師長に限る。）並びに栄養管理科長（特定病院等及び南光病院の栄養管理科長に限る。）（以下「薬剤部長等」という。）が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 職員の年次休暇及び夏季休暇（医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）第34条第23号の特別休暇をいう。）に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。